

# 吉田兼俱と吉田神道・齋場所

岡田莊司

Yoshida Kametomo and Yoshida Shinto / Saijo-sho  
OKADA Shoji

はじめに

- ① 吉田神道成立以前
  - ② 『日本紀正義』と『宗源神道誓紙』の史料性について
  - ③ 齋場所の創設と吉田社
- おわりに―偽作と秘事の真意

## 【論文要旨】

中世後期、吉田兼俱により吉田神道が形成された。神道説の創作がはじまる時期と信仰施設である齋場所が創設されたのは、ほぼ同時期の文明元年・二年のことであった。神道説と齋場所とは一体の関係の中で構築された。兼俱は応仁以前までは、神祇官の卜部氏の立場で、宮廷内の神祇祭祀に熱心であったが、応仁の動乱により、公事・神事は退転を余儀なくされ、また、兼俱の自邸と吉田社の焼失、さらに殺害事件に遭遇し、新たな神道への理解に歩み出すことになる。

兼俱は文明の前半期、着々と神道説の偽作と秘事化を重ねていく。これまでの久保田収・西田長男の研究により、吉田神道の成立は文明年間の初期であることが確実になってきたが、その中で用いられた史料の信憑性については、これまで十分論議されてこなかった。とくに『日本紀正義』に収められた「宗源神道誓紙」は吉田神道成立を確定できる重要な史料となるので、ここに収録された伝授書とともにその信憑

性について検討した。文明の初め「壮年」となった兼俱は応仁の困難を乗り越え、「誓紙」を書くことで新たな神道説を構築していく。「誓紙」は兼俱自身に向けた意志の確認であった。

神道説の形成とともに、齋場所も文明年間の早い時期に創建されたが、ここに当初から祀られたのは、全国の官社、古代に制定された延喜式内社三千余の神々であった。兼俱は偽作までして、これを公的文書によって確認を得た。公家社会をも欺く兼俱の大胆な行動がみられる。齋場所の創設は古代以来の伝統祭祀の終焉を意味していた。同時に朝廷祭祀の殆どはここに中絶を迎えることになる。度々の公家社会をも欺く秘事の創成を経て、文明後半期以降、兼俱の吉田神道は、地域神社との繋がりを深め、神社界の棟梁として「神道長上」家の地位を確定していった。

【キーワード】 吉田兼俱、吉田神道、齋場所、「日本紀正義」、偽作

## はじめに

古代以降、不文の律、不文の法とされてきた天皇祭祀権に関わる事項が大きく変容していった時期が応仁・文明年間の十五世紀後半にあたる。とくに吉田兼俱によって創出された吉田神道（宗源神道・唯一神道）は、卜部氏に伝承した神祇知識を基礎に、仏教・儒教・道教・陰陽道などを取り込み、秘事・呪術に覆われた「新神道」ともいえるべき神道の祭祀と思想の体系を構築し、古代以来の朝廷祭祀の枠組を超えて、公家・武家世界へ浸透していった。<sup>(1)</sup>

吉田神道の研究は、江見清風・宮地直一<sup>(2)</sup>にはじまる。とくに、形成期について江見は、文明十六年（一四八四）齋場所太元宮の創建（実は再建）と神道説の確立（『唯一神道名法要集』『神道大意』など）をもって、その成立とした。江見の信仰施設と神道教説を一体的に理解している点は卓見であったが、その後、久保田収・西田長男・萩原龍夫・福山敏男<sup>(3)</sup>によって文明初期までその成立が遡ることが明らかにされ、出村勝明氏・伊藤聡氏<sup>(4)(5)</sup>の研究によって文明初期成立説が補強されてきた。

こうした先学の研究に依拠しつつ、兼俱によって創作された吉田神道と齋場所の成立論を再考し、新たな論点を加えて考察する。

### ① 吉田神道成立以前

初期吉田神道の形成については兼俱個人による発想と強い個性に基づくところが少なくない。吉田神道成立以前、文明年間以前における兼俱の動向は神祇官人としての活動に終始している。

兼俱の出身である卜部氏は神祇官の亀卜を専掌とし、神祇有職に通じ、神道古典を家学として成長した。卜部氏は二流に分れ、平野社・吉田社

の社司となり、その氏長者は、神祇官の次官（大副）を兼ね、神祇の家職を継承した。<sup>(6)</sup> 南北朝期に入ると、兼俱の曾祖父兼熙は、公家・武家の「顧問」<sup>(7)</sup>に預かり、三位に叙せられ、公卿に列し、その地位の向上がみられた。

永享五年（一四三三）には、後小松上皇崩御に際し、諒闇の対応について協議が決まらず、神祇伯雅業王、祭主大中臣清忠、吉田神主兼富（兼俱の祖父）の三名の私宅で籤を引いた。吉田家が神祇の三家の内の一家に認定されている。<sup>(8)</sup>

兼俱は、永享七年（一四三五）兼名の子として生まれる。文安四年（一四四七）九月、伊勢神嘗幣帛使「従五位上行神祇権少副卜部朝臣兼敏」（兼敏は兼俱の改名以前）<sup>(9)</sup>、宝徳元年（一四四九）五月の軒廊御卜では、父兼名、兄兼香とともに、宮主の職で奉仕している。<sup>(10)</sup> 同年十二月にも、吉田社に關した軒廊御卜の儀において、父兼名の後ろを通過する際、礼節の無い作法があったことが、中原康富の日記に記されている。<sup>(11)</sup>

寛正六年（一四六五）八月の石清水放生会に際して、將軍足利義政・日野富子夫妻の参詣について、「御台御着帯也、於御見物一者不<sub>レ</sub>苦之間、吉田神主兼敏注<sub>二</sub>申之<sub>一</sub>云々<sup>(12)</sup>」とある。兼俱と義政夫妻との親密な関係が構築されはじめた。そして、同年十一月二十三日若公（義尚）が誕生する。義尚の誕生は、母日野富子により義政將軍後継の野望が生まれ、応仁の乱の原因ともなったとされる。

寛正六年（一四六五）十二月、後土御門天皇即位、翌年（文正元年）十二月十八日大嘗会が執り行われた。中世末期の中絶前最後の大嘗会であった。この執行に卜部として兼俱は中心的役割を果たし、古代以来の伝統に則った奉仕が行われた。

文正元年（一四六六）、大嘗会に先立つ十一月十五日「今日、拔穂使進<sub>二</sub>発江州坂田郡<sub>一</sub>、惣行事兼俱朝臣乘<sub>二</sub>四方輿<sub>一</sub>、御使兼種宿禰、兼照宿禰等騎馬云々、任<sub>二</sub>永徳例<sub>一</sub>、先參<sub>二</sub>室町殿<sub>一</sub>云々、直下向<sup>(13)</sup>」と、兼俱

は「惣行事」として悠紀国近江へ抜穂使として下向、兼種は平野家、兼照は吉田家（兼俱の兄弟）の出身で、兼俱はその統括に当たり、世相困難な折に、大嘗会を無事終え、神祇の家卜部氏の面目躍如たるものがあつた。ここまでの兼俱の人生は古代以来の神祇祭祀の正統な継承者であつたといえる。応仁元年（一四六七）兼俱は正四位上（文明四年、従三位に昇階）・神祇権大副・侍従であつた。

応仁に入ると京都は戦乱状態に入り、公家・武家は入り混じり、動乱の時代を迎えた。応仁元年六月、兼俱自邸である「近衛町ノ吉田神主ノ宅」〔「応仁記」〕に強盗が入り、放火したことをきっかけに京中が大火となる。翌応仁二年七月四日には、畠山・大内・一色ら西軍の軍勢が火を放ち、吉田社が焼失する〔「大乘院日記目録」〕。この時、吉田では住人たちが「吉田衆十余人被レ打」〔「山科家礼記」〕と殺害された。兼俱は動転し、「昨日、吉田神主逐電、今度之儀、余失三面目之由候とて」<sup>14</sup>と、その所在は不明となつたが、二日後「吉田神主、昨朝上意ニテ、召被レ返候也」<sup>15</sup>とあるとおり、生存が確認された。応仁の動乱の中で、自邸と先祖以来神職奉仕の場であつた吉田社とを失い、相当の衝撃を受けた様子が窺える。

兼俱の人生のうち、応仁元年の三十二歳まで、大嘗会をはじめ、神祇官の職掌に従事してきた日々は、社会的環境は厳しさが増しつつも、一応順調に推移してきたといえる。これが応仁動乱の巻き添えに遭い、状況は一変した。伊藤聡氏は「この過去からの断絶が寧ろ兼俱の新しい神道説を構想させる契機となつた」<sup>16</sup>と指摘されている。このうち、吉田神道が立ち上がる状況を見れば、応仁以前と文明以後とは、兼俱の行動に違いが見られ、この指摘は、よく了解できるところである。

古代以来、衰微しながらも齋行されつづけてきた主要な律令祭祀の、祈年祭（応仁元年追行、以後中絶）・月次祭（応仁元年中断）・新嘗祭（寛正四年齋行、以後中絶）の諸祭と、平安祭祀制の二十二社奉幣（宝

徳元年齋行、以後中絶）が、十五世紀中後期を境に中絶する。

神祇祭祀を担当する役職にあつた神祇権大副兼俱は、戦乱が理由とはいへ、国家的祭祀の中断を余儀なくされた。その後、文明年間における兼俱の動向をみると、吉田神道成立に向けての諸活動は確認できるが、朝廷祭祀復興への意欲は感じられない。結局、卜部の作法である御体御卜を伴う秘事と連動した祭儀である月次祭・神今食と中世朝廷祭祀の核ともなつてきた二十二社奉幣制は再興されることなく、兼俱の眼前で終焉を迎えることになる。

## ②『日本紀正義』と『宗源神道誓紙』の史料性について

吉田神道の成立、神道説伝授の要綱を確認できる初見は、久保田収が昭和三十年代初めに紹介された北野天満宮所蔵『日本紀正義』（寛永十七年書写、冊子本一冊）である。同書は吉田家に伝来した『日本書紀神代卷』をはじめ諸説の秘伝を類聚したもので、その巻末には文明二年（一四七〇）二月の日付のある「宗源神道誓紙」が収録されている。久保田収は、『宗源神道誓紙』全文を『中世神道の研究』に収録し、以後の吉田神道研究の基礎史料とされてきたが、これまで『日本紀正義』に関する史料性の検討はなされていらない。なぜ、久保田収は『日本紀正義』全体の考察に及ばなかったのか、その史料の重要性を考えると不審である。ここに北野天満宮のご好意を頂き、原本と照合する機会を得たので、以下、検証を試みたい。

北野天満宮所蔵『日本紀正義』は、その類本はなく、近世初期の吉田神道秘伝の伝来を知る上で貴重である。同書には、以下九種の秘伝類が収められている。

- ①「高天原正義」（万寿元年〜文明七年伝授記）「西山云」「羅浮子云」の追記

- ② 「素鵝神詠正義」(文明八年〜文禄三年伝授記) 「西山云」の追記
- ③ 「三種神器正義」(文明八年〜文禄三年伝授記) 「西山ノ云」の追記
- ④ 「天津神籙正義」(万寿元年〜文明七年伝授記) 「西山ノ云」「羅浮子云」の追記

⑤ 「外清浄内清浄直決」(文明二年記) 「西山云」の追記、寛永三年以下の奥書

⑥ 「幣」

⑦ 「麻」

⑧ 「奉幣式法」

⑨ 「宗源神道誓紙」(文明二年記)

右記に掲げた①〜⑤までが秘伝書にあたり、各伝書の末に「西山」、①④には「西山」と「羅浮子」の追記がある。「西山」は京都西山に隠棲した木下長嘯子(若狭小浜藩主木下勝俊、西山樵翁)のこと、「羅浮子」は幕府の儒者林羅山の号であり、木下長嘯子・林羅山の注記が見える。その文中には林羅山の師であり、木下長嘯子と親交の深かった藤原惺窩の見解も示されている。①〜⑤までの秘伝の伝来については、⑤の追記につづいて、次にその伝来の過程が記されている。

西山云、吾聞之惺窩、外清浄外形也、以清浄其形也、(以下略)

寛永三年丙寅夏六月、西山陰夫期遠子

寛永三年、尾州亜相、西山先生ヲ招テ、神書ノ奥秘ヲ問ヒ正義ヲ伝授ス、同七年春、予先生ニ從テ日本紀ヲ聞テ、此正義ヲ贍写ス、同十五年武江ニテ羅浮先生・吾藤牧君ノ招ニテ日本紀ヲ講シ、又正義ヲ伝フ、予席ニ侍リテ考合ス、

寛永庚辰孟夏

菟山子

右によれば、吉田神道の伝授書は寛永三年(二六二六)木下長嘯子(西山)に伝来し、これに注記を加えた。同年尾張藩徳川義直は木下長嘯子を招き「日本紀正義」の伝授を受ける。同七年(一六三〇)木下長

嘯子に招かれた「予」(和田静観窩)はその伝授を受け、これを贍写した。同十五年、江戸において林羅山が講義し、これに「予」が「考合」を加えたという。この後、寛永庚辰(十七年)に「菟山子」とある和田静観窩(菟山山人、慵々子)が同書を書写した。

本書は寛永十七年、和田静観窩書写の伝来本であるが、吉田神道から木下長嘯子へ至る伝来過程は、②③の奥書によると、「兼俱累家之正義」を文亀三年(一五〇三)清原兼満(この時、吉田から清原家へ養子に出されていた)が伝授し、大永元年・六年、清原宣賢が、また文禄三年(二五九四)清原国賢が伝授していることから、清原家から伝来しており、清原国賢から木下勝俊に直接伝授された可能性もある。これが吉田家から清原家への伝来過程で伝授書が偽作・改竄された可能性は低く、その殆ど(①〜⑤と⑨)は、兼俱の伝授書であると確定してよい。同書に載せられた秘伝書の内容については、「日本紀」「古事記」「旧事記」の神道古典を引用した諸伝を中心に集成したもので、吉田神道独特の秘説の色は薄い。この点でも吉田神道初期の秘伝書であることが推測される。

①〜⑤に記載されている伝授記について、①④の奥書に見える文明以前については不明であり、その信憑性は疑わしいが、以下の文明年間の伝授については信用できるところがある。

① 「文明元年三月二十七日、以正義二所二伝授也、

神祇権大副下部兼俱

文明七年正月十二日、伝授了、

神祇権少副下部兼致」

② 「文明八年丙申正月初五、以累家之秘説、附属男兼致了、深

藏二亟底一敢勿レ許二他見一矣、

神祇管領勾当長上從二位行侍從臣下部朝臣兼俱」

③ 「文明八年丙申正月初五、以累家之秘説、附属男兼致一畢、深

藏二亟底一敢莫レ許二外見一矣、

④ 神祇管領勾当長上従二位行侍從<sup>（イ）</sup>臣卜部朝臣兼俱  
 「文明元年三月二十七日、以<sup>二</sup>正義<sup>一</sup>所<sup>二</sup>伝授<sup>一</sup>也、

神祇権大副卜部兼俱  
 文明七年正月十二日、伝授畢、  
 神祇権少副卜部兼致

⑤ 「文明二年二月十三日

正四位上行神祇権大副兼侍從卜部朝臣兼俱

⑨ 「文明二年二月十三日

正四位上行神祇権大副兼侍從卜部朝臣兼俱

右の伝授の奥書に見える兼俱の官位は、①④⑤⑨とも齟齬はない。とくに⑤⑨は官位の正四位上・神祇権大副・侍從を書き記している。兼俱は文明八年（一四七六）以前まで、公的官位を書き記した。

兼俱が吉田神道の宗家であることを自称する「神祇長上」「神道長上」を名乗る確実な初見は、『親長卿記』文明八年八月十三日の賀茂社神体勘申文書に見える「神道長上従三位卜部朝臣兼俱」の署記である。以後、神道説の秘伝には、文明十年「神道長上」（被八ヶ大事）、文明十二年「神祇長上」（相承秘抄）、文明十七年「神祇管領勾当」（神拝作法六根清浄太神宣）が多く見られるようになる。切紙伝授には公的官職名は署記せず、「神道長上」「神祇長上」が吉田家当主の正式地位を表わす呼称として公認された。

②③は文明八年正月、「神祇管領勾当長上従二位行侍從臣卜部朝臣兼俱」とある。確実な文明八年八月の「神道長上」より、さらに遡る「神祇管領勾当長上」の称であるが、その位階が、「従二位」とあるのは兼俱の最終位階であり、文明四年十月から従三位に叙せられているので、「従三位」とあるべきである。この伝授の官位については疑問が残る、誤写の可能性もあるが、伝授の中味、その史料性については信頼を置いてよいと思われる。

⑤ 「外清浄・内清浄直決」と⑨ 「宗源神道誓紙」とは、兼俱署記の日付が同日であり、その信憑性が増せば、他の伝授書の信憑性も高まることになる。その本文は以下のとおり。

外清浄・内清浄直決

外清浄者定<sup>二</sup>神事当日<sup>一</sup>、其前後之間精進潔齋、是云<sup>二</sup>前後散齋<sup>一</sup>、外清浄道場、是云<sup>二</sup>齋庭<sup>一</sup>、又云<sup>二</sup>外場<sup>一</sup>、外清浄之行儀是也、

内清浄者神事正当日、如<sup>二</sup>格式文<sup>一</sup>守<sup>二</sup>六色禁法<sup>一</sup>、一心不乱而隨<sup>二</sup>神事<sup>一</sup>、是云<sup>二</sup>致齋<sup>一</sup>、内清浄道場、是云<sup>二</sup>齋場<sup>一</sup>也、又云<sup>二</sup>内場<sup>一</sup>、内清浄之行儀是也、

文明二年二月十三日

正四位上行神祇権大副兼侍從卜部朝臣兼俱

⑤ 「外清浄・内清浄直決」は、のち『唯一神道名法要集』に収録される内清浄・外清浄、散齋・致齋の問答の基本が既に記されている。また、① 「高天原正義」の冒頭に見える「高天原之三字者、神明之直語、一氣発動之初言也」は、『唯一神道名法要集』に引かれており、文明年間初期における吉田神道形成を知る上で貴重な伝授書といえる。

次に久保田収が紹介された⑨ 「宗源神道誓紙」翻刻を収める（久保田著書「宗源神道誓紙」にある誤字・脱字六ヶ所は、北野天満宮蔵本に基づき、これを訂正した<sup>（イ）</sup>）。

宗源神道誓紙

一、宗源神道者、卜部正統之伝授也、口決切紙之正義、曾不<sup>レ</sup>可<sup>二</sup>他伝<sup>一</sup>事、

右、子孫者、既当<sup>二</sup>於其人<sup>一</sup>、自<sup>二</sup>壮年<sup>一</sup>殊可<sup>二</sup>練習<sup>一</sup>者也、至<sup>二</sup>他人<sup>一</sup>者、究<sup>二</sup>機之実否<sup>一</sup>、測<sup>二</sup>志之同異<sup>一</sup>、可<sup>レ</sup>有<sup>二</sup>許容<sup>一</sup>者乎、

一、諸社祠官神主不可<sub>レ</sub>傳授<sub>一</sub>事、

右、深極<sub>二</sub>本社之緣起<sub>一</sub>、專守<sub>二</sub>内外之式法<sub>一</sub>、至<sub>二</sub>其行跡分明之輩<sub>一</sub>者、非<sub>二</sub>制止之限<sub>一</sub>者乎、

一、於<sub>二</sub>僧侶<sub>一</sub>者、全不可<sub>レ</sub>相傳<sub>一</sub>事、

右、顯密<sub>二</sub>宗殊行<sub>一</sub>神道<sub>一</sub>、両部習合神道是也、非<sub>二</sub>吾国開闢宗源神道<sub>一</sub>也、雖<sub>レ</sub>為<sub>下</sub>極<sub>上</sub>自宗之奧藏<sub>一</sub>守<sub>二</sub>法中之戒律<sub>一</sub>之沙門<sub>上</sub>、全不可<sub>レ</sub>傳授<sub>一</sub>者也、

一、神道傳授時物忌事、

右、死穢者三十日、以<sub>二</sub>一月循環之數<sub>一</sub>也、着服者有<sub>二</sub>輕重<sub>一</sub>、以<sub>二</sub>五等之親<sub>一</sub>也、忌<sub>二</sub>死穢<sub>一</sub>者、神代之遺法也、着服者、礼儀以來之法令也、故宗源神道傳授時、忌<sub>レ</sub>穢不<sub>レ</sub>忌<sub>レ</sub>服者也、

一、不<sub>レ</sub>懸<sub>二</sub>木綿<sub>一</sub>而不<sub>レ</sub>可<sub>レ</sub>詣<sub>二</sub>神社<sub>一</sub>事、

右、木綿者、日蔭糸准<sub>レ</sub>之、斎服者、大忌・小忌之通称也、雖<sub>レ</sub>不<sub>レ</sub>着<sub>二</sub>身服<sub>一</sub>、懸<sub>二</sub>木綿<sub>一</sub>則斎服也、神宣曰、不<sub>レ</sub>懸<sub>二</sub>木綿<sub>一</sub>者、天如<sub>レ</sub>無<sub>二</sub>日月<sub>一</sub>、地如<sub>レ</sub>不<sub>レ</sub>載<sub>二</sub>万物<sub>一</sub>也、

右、五条堅相守而可<sub>レ</sub>受<sub>二</sub>口決切紙<sub>一</sub>者也、慎而莫<sub>レ</sub>忽<sub>レ</sub>之、

文明二年二月十三日

正四位上行神祇權大副兼侍従下部朝臣兼俱

既に久保田収によって明らかにされているように、兼俱自筆本『唯一神道名法要集』に載せられている「唯一神道制戒」八ヶ条の内、前半の五ヶ条は「宗源神道誓紙」の内容に類似している。兼俱は吉田神道初期の段階では、下部流唯一相承の神道を「唯一神道」とは言わず「宗源神道」と呼んでいたことがわかる。また、僧侶への伝授について、「一、於<sub>二</sub>僧侶<sub>一</sub>者、全不可<sub>レ</sub>相傳<sub>一</sub>事」が「唯一神道制戒」になると、「一、於<sub>二</sub>僧侶<sub>一</sub>者、輒不可<sub>レ</sub>相傳<sub>一</sub>事」に改められ、諸社祠官神主の条項と同じく「非<sub>二</sub>制止之限<sub>一</sub>者乎」との文句を入れて僧侶への伝授を緩和し

ている。これは禅僧を中心に僧侶の関心が深くなっていったことに対応し、変更したものである。「宗源神道誓紙」と「唯一神道制戒」の比較によって、前者が後者に先行する内容であることは確定的である。

文明二年、兼俱は三十六歳。「宗源神道誓紙」第一条にある「下部正統之伝授」をすべき第一の人物は兼俱自身であり、「子孫者、既当<sub>二</sub>於其人<sub>一</sub>、自<sub>二</sub>壯年<sub>一</sub>殊可<sub>レ</sub>練習<sub>一</sub>者也」の条項は、兼俱自身が壮年の域に入り、強く神道説伝授を意識したことによる。新たに神道説を創作していくにあたり、自身の神道説を「宗源神道」と称え、「誓紙」を記してその創設を誓ったと考えられる。まさに、吉田神道成立の出発点となる記念すべき「誓紙」であったといえる。

右に記された「口決切紙」伝授の具体例は、天理図書館所蔵「相承秘抄」<sup>18)</sup>に収録され、兼俱により兼俱自筆と鑑せられている。西田長男<sup>19)</sup>によって紹介された文明三年（一四七二）～五年、秘伝書案文の翻刻は、初期吉田神道成立の事例として重要な成果となっている。

(一) 文明三年（一四七二）十二月二十六日〔相承秘抄〕裏書

「神祇權大副兼侍従下部朝臣兼俱」↓「伯二位資益王」宛（解除呪文・重位口決）

(二) 文明四年（一四七二）五月 日〔相承秘抄〕

「神祇權大副兼侍従下部朝臣兼俱」↓「勘解由小路前中納言清」〔海住山高清〕宛（解除呪文・重位口決）

(三) 文明四年（一四七二）六月八日〔相承秘抄〕裏書

「正四位上行神祇權大副兼侍従下部朝臣兼俱」↓「二条大閤」〔前関白二条持通〕宛（解除呪文・重位口決）

(四) 文明四年（一四七二）八月一日〔相承秘抄〕(二)の秘伝と同様の形式

(兼俱) ↓「柳原大納言資綱卿」宛（解除呪文・重位口決）

(五) 文明五年（一四七三）正月二十四日〔相承秘抄〕裏書(一)の秘

伝と同様の形式)

(兼俱) ↓「白河民部卿忠富」宛(解除呪文・重位口決)

(六) 文明五年(一四七三)正月二十四日〔相承秘抄〕

「従三位侍従卜部朝臣兼俱」↓「白河戸部」(忠富)宛(六神秘決・

沐浴口決)

以上の伝授の受者は、前関白二条持通・権大納言柳原資綱・前権中納言海住山高清・神祇伯資益王・民部卿白川忠富ら、公家の人々を対象としていた。兼俱は当初、神主・僧侶への伝授は考えていなかったようである。「宗源神道誓紙」の第二・第三条には、伝授を制限する趣旨が盛り込まれている。神社と神職への対応、とくに宗源宣旨の発行は、文明十四年以降のことであり、兼俱は専ら公家社会にどのように地歩を築いていくかに関心があったといえる。<sup>20)</sup>

この七通の伝授に加えて、「九神沐浴」の伝授一通がある。

(七) 文明五年(一四七三)四月一日〔身會喜大事〕<sup>21)</sup>

「従二位卜部朝臣兼俱」(従三位の誤りか) ↓「伯二品」(資益王)宛

(九神沐浴)

以上によって、「解除」(祓)に関する呪文の秘伝が、文明の初期には成立しており、吉田神道独自の偽作の経典も揃いつつあった。そのことを証明したのが出村勝明氏<sup>22)</sup>であった。出村氏は天理図書館所蔵、吉田文庫「神明三元五大伝神妙経」を紹介され、その奥書に「自文明五年九月五日毎日百卷奉<sub>レ</sub>誦<sub>二</sub>誦<sub>一</sub>、至明応二年十一月廿一日不退勤行之、已上廿一ヶ年之間、及百万卷<sub>一</sub>者也、毎日亦百卷余誦了、忽及度々蒙感応之□□也」とあることから、神経の誦誦が文明五年(一四七三)九月には開始されており、これ以前に「神明三元五大伝神妙経」が成立していたことを明らかにした。

本経の冒頭は、「妙哉是吾国常立尊、亦曰三天御中主尊、是則為虚空虚神靈、無名之名、無相之相、故亦曰太元尊神」とある。吉田神道

の中心霊場である齋場所太元宮の主祭神・太元尊神に関する説明は、当初の神道説成立時から伊勢神道の『神皇実録』を引き継いだ内容となっており、文明五年までには主要な事項は出揃うことになる。

### ③ 齋場所の創設と吉田社

応仁の兼俱自邸焼失と吉田社の焼失および殺害事件との遭遇は、これを克服する活力として秘事と呪術に覆われた吉田神道創始の原動力となった。文明二年(一四七〇)頃までに『日本紀正義』所収の主な伝授書が成立、神道説の基本は完成し、それと表裏一体の関係をもつ信仰施設の齋場所が、この頃創建されていた。

吉田神道の成立を確認する方法として、神道説・秘伝の形成とその信仰的施設の創建が不可欠であろう。齋場所の初見とされるのが、渡世世祐・萩原龍夫・伊藤聡氏が紹介された文明二年十月十四日、「諏訪上社並社家文書」である。<sup>23)</sup>

將軍足利義政は兵乱鎮定を信濃国諏訪社に祈願した。その祈願文(祝詞)の冒頭は、次の文が奏上された。

掛毛畏幾諏方大明神乃広前尔、征夷大將軍准三后従一位源朝臣義政、  
恐美恐美毛申事乃由波、頻年与利反逆九重仁起利、兵乱四海尔及天、上下  
驚恐、愁歎頻、

祈願文の文中末には、「正四位上行神祇権大副兼彈正大弼侍従卜部朝臣兼俱仁仰天、於神祇官齋場所一令啓白一者奈利、此状於大神乃平介久安介久聞食天、求願一一仁成就之、殊尔波、愚息寿命長遠、除病息災之天、夜乃守日乃守尔護幸庇、仍啓白如件」とある。諏訪社に捧げた祈願文によると、同社への祈願のほかに、義政の命を受けた兼俱により「神祇官齋場所」において祈禱が行われたとある。この祈願文に類似した祝詞文が、その二年後の文明四年七月十一日、攝津国多田院鳴動を鎮めるため、将

軍義政は多田院廟に使を遣わし、祈願文を捧げた。<sup>(24)</sup> ここにも「正四位上行神祇権大副兼侍従下部朝臣兼俱仁仰天、神祇濃齋場仁於天、所<sub>レ</sub>令<sub>二</sub>啓白<sub>一</sub>「奈理」とある。また、「辞別天申久、愚息寿命長遠、除病息災乃為<sub>レ</sub>尔別天靈劍乎奉獻者奈利」とある。二通の祈願文には、共通して「愚息」足利義尚の延命祈願が加えられており、これには母日野富子の意向が強く反映している。二通の祈願文の原文作成者は祈禱を担当した吉田兼俱であると断定してよい。

二通の祈願文に記された「神祇官齋場所」と「神祇濃齋場」とは、同じ場所と考えてよいだろう。「齋場所」「齋場」が乱後において、武家（將軍家）祈禱所とされていることは、吉田神道形成に際して、公家とともに武家（將軍家）が重要な擁護者であった。

『日本紀正義』所収の秘伝書は、①④は文明元年三月、⑤⑨は文明二年二月に伝授され、同二年十月に、齋場所の存在が確認できることは、文明二・三年の頃は、兼俱私邸（左京室町、室町殿〈將軍義尚御所〉の南方、武者小路室町付近）に小規模の齋場所が完成していたことになろう。齋場所の存在が大きく認められるようになるのは文明五年、その確実な初見は、同年五月一日「吉田三位兼俱卿来、齋場所事申入、被<sub>レ</sub>成<sub>レ</sub>下<sub>二</sub>勅裁<sub>一</sub>、自然可<sub>レ</sub>得<sub>二</sub>其意<sub>一</sub>云々、以<sub>二</sub>幽玄之例<sub>一</sub>申入<sub>歟</sub>」<sup>(25)</sup>の記述である。兼俱は甘露寺親長を訪ね、この日以前に下されていた齋場所の「勅裁」に関して申し入れを行った。

伊藤聡氏は「京都御所東山御文庫記録」<sup>(27)</sup>の新史料を提示して、齋場所「勅裁」に直結する一連の文書八通を紹介された。その内、「一」は齋場所の「勅裁」にあたる論旨、「二」「三」は、今回の「勅裁」発給にあたり先例とされた嘉暦二年（一三二七）・暦応元年（一三三八）の論旨、「四」「太閤御書」、「五」「二条太閤御書」の二通は、「一」文明五年四月「勅裁」論旨発給の直接の要因とされた前関白二条持通文書と推定されている。

〔一〕日本最上神祇齋場者、天神地祇八百万神、六十余州三千一百卅二神、毎日降臨之靈場也、長日神齋料事、任<sub>二</sub>嘉暦・々応之嘉躰<sub>一</sub>、以<sub>二</sub>三万維一芸一役<sub>一</sub>、宜<sub>下</sub>專<sub>二</sub>神用之興行<sub>一</sub>、被<sub>上</sub>全<sub>二</sub>礼奠之来歴<sub>一</sub>者、文明五年四月十日  
右中弁 判  
謹々上 侍従三位殿

〔二〕日本最上神祇齋場者、天神地祇八百万神、六十余州三千一百卅二神、毎日降臨之靈場也、長日神齋料事、任<sub>二</sub>先例<sub>一</sub>、以<sub>二</sub>三万維一芸一役<sub>一</sub>、全神用可<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>專<sub>二</sub>礼奠<sub>一</sub>者、  
嘉暦二年十月十六日 左中將 判「俊氏」  
下野権守殿「神道長兼豊」

〔三〕齋場所長日神齋料事、万維一芸一役古来京中平均之所課也、然近日感神院宮司等、或号<sub>二</sub>神人<sub>一</sub>、或称<sub>二</sub>敷地<sub>一</sub>、為<sub>二</sub>宮寺<sub>一</sub>、可<sub>レ</sub>自專<sub>二</sub>云々、不道之至也、向後不<sub>レ</sub>除<sub>二</sub>諸社神領<sub>一</sub>、不<sub>レ</sub>謂<sub>二</sub>諸神宮<sub>一</sub>、全平均之執務、可<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>專<sub>二</sub>神齋<sub>一</sub>之旨、御気色之所也、仍状如<sub>レ</sub>件、  
暦応元年後七月八日 権中納言 判「資明卿」  
冷泉大副殿

〔四〕「太閤御書」

神祇官解伏、兼俱卿内々進覧候之間、加<sub>二</sub>一見<sub>一</sub>畢、齋場事誠天地諸神降臨之靈場候、殊更 王道開基之来歴、夷賊征伐之根源候歟之間、当時可<sub>レ</sub>被<sub>二</sub>興行<sub>一</sub>之条、相<sub>二</sub>三叶<sub>一</sub> 聖代之佳躰候歟、且又諸社祭礼等累年懈怠之儀、冥慮難<sub>レ</sub>側候、為<sub>二</sub>公武一段被<sub>レ</sub>表<sub>二</sub>祈謝<sub>一</sub>之趣一候者、早可<sub>レ</sub>帰<sub>二</sub>太平之基<sub>一</sub>候歟、愚意之趣、以<sub>二</sub>便宜<sub>一</sub>内々可<sub>レ</sub>下<sub>二</sub>令<sub>二</sub>披露<sub>一</sub>給上候也、謹言、  
三月三日 御判



広橋大納言殿

〔五〕「二条太閤御書」

就「宗源之齋場」興行事、神祇官解状内々加「一見一畢、此事於三吾国」奉「祭」天地神靈「本縁候歟、依之 神武之昔年伐四海之凶悪主」、天下大治給候訖、然乱来、四度官幣諸社祭礼等退転已以及「歴年」候、先代未「聞次第候、当時於三彼靈場」被「祈謝」候之条、且者王道之根元、明時之佳躰候哉、此等次第解状 奏覧之次、愚存之趣、内々可「下」令「披露」給「候哉 謹言、

三月五日

御判

広橋大納言殿

右の〔四〕〔五〕の文書は、前関白二条持通から宛所は広橋権大納言綱光に出されている。先の切紙伝授では文明四年（一四七二）六月、兼俱は前関白持通に伝授しており、以前より持通と広橋綱光とは、ともに兼俱と信仰を通して親交があった。年号は確認できないが、文明五年四月の繪旨〔一〕の前提となるものであることから、文明五年三月三日と五日のものとみてよい。〔一〕の右中弁は広橋綱光の子息兼頭（「弁官補任」文明五年条）であることから、兼俱の懇願は、兼俱の伝授を受けていた二条持通を経て、広橋綱光↓兼頭へと伝えられた。兼俱は「神祇官解状」の書式で差し出ししており、当初は神祇官における機能、「神祇権大副」の地位を活用し、吉田神道齋場所の充実を図っている。

〔四〕「齋場事」、〔五〕「宗源之齋場興行事」は、先の諏訪社祈願文の「神祇官齋場所」、多田院祈願文の「神祇濃齋場」と同じ場所であり、「神祇齋場」≡齋場所の祈禱霊場の興行を目的に、〔一〕では齋場所神齋料を「万雑一芸一役」と称して、京の七口に入入りする売買人（「武家奉書」）によれば、「京中并諸口出入売買諸職以下輩、各以諸業上分」と

ある<sup>(28)</sup>から徴収することを認可したものである。

「京都御所東山御文庫記録」所収の「勅裁」は、齋場所の創建、神殿建立のためではなく、齋場所興行のための神齋料徴収目的であったことになる。従って、その創建は文明五年四月以前であり、文明二年またそれ以前創建説が伊藤聡氏の右史料紹介により補強された。

〔一〕の繪旨発給にあたって、兼俱から用意されたのが、偽作の「嘉暦・々応之嘉躰」の〔二〕〔三〕繪旨二通であり、兼俱が本格的に公文書偽造に手を染めた時と推定される。公家・朝廷をも欺く偽文書の制作とその成功は、吉田神道を公的性格へ近づける効果をもった。策謀家兼俱のはじまりである。こののち、各種の偽書・偽作が重ねられ、大神宮の神器が吉田山に降臨したとされる延徳密奏事件へと繋がっていく。

文明九年（一四七七）十一月日「神道長兼俱言上」の「神祇齋場万雑一芸一役事」には、「文明五年被「下」勅裁」、致「三神事興行」一之処、一廻中西陣忽令「三帰伏」<sup>(29)</sup>とある。「勅裁」による神齋料徴収の意図が、文明の京中動乱、西軍の鎮定祈願にあったことは明らかである。

齋場所の様態については、文明七年（一四七五）「吉田預兼俱三位陣屋」の隣に「件兼俱三位旅店東、近年建「立齋場所」、□諸神、其前立「黒木鳥井」<sup>(30)</sup>とあり、「諸神」の鎮座が確認できる。齋場所は〔一〕「天神地祇八百万神、六十余州三千一百卅二神、毎日降臨之霊場」、〔四〕「天地諸神降臨之霊場」と、天神地祇・延喜式内社三三三座の神々の降臨地、勧請所であり、「毎日降臨」する特別の霊場とされる。

現存する吉田神社境内に鎮座する齋場所の建物は、慶長六年（一六〇一）淀君の寄進による創建とされる<sup>(31)</sup>。それ以前、現在地の神楽岡にその結構が完成したのは、文明十六年（一四八四）十一月二十四日の遷座祭であった。齋場所は八角形の太元宮を中心に、伊勢内外両宮、神祇官八神殿、全国式内諸神の殿舎によって構成され、この造営に協力したのが日野富子である。

文明十六年齋場所再興の経緯については、昭和十年代、吉田家の調査に入り、貴重な吉田家史料を見られた宮地直一により「霊夢記」が紹介された<sup>(32)</sup>。以後、この記録を取り上げているのは、伊藤聡氏のほかにはなく、ともに史料の原文は紹介されていないため、ここに全文を掲げる。「兼致朝臣御筆」とある「霊夢記」一紙は、文明十六年齋場所建立に際して伊勢両宮鎮座の経緯が確認できる。

文明十六年八月廿二日、今暁、霊夢ノ瑞アリ、仮令、兼俱神道行事ノ為ニ、齋場所ニ参スル処ニ、神壇神楽岡ノ上ニアリ、当時齋場所ノ在所、希有ノ思ヲ成テ、高座ヲ見ル処ニ、主上帛御服ニテ女房一人天蓋ヲ差テ供奉ス、件高座ニ着御、其脇ニ素絹ノ衣ヲ着タル法師一人アリ、兼俱謹テ平伏ノ処ニ、件法師語云、我ハ是空海ト云者ナリ、両太神宮忽此山ニ降臨アリ、所以者何ナレハ、天下ノ変化既ニ時到レリ、朝家ノ廢亡スヘキ事、嘆思食ス故ニ王城ノ咫尺ニ降臨アリテ君ヲ守護アラン為ノ由ヲ被ニ告申一、依之只今 行幸アリテ神道ノ御行法アリ、ソコニ候ヘトノ勅定ソト被レ申ト覺ヲ夢ハ則サメヌ、同月廿六日御台御方ヨリ京極局ヲ以テ、齋場所ヲ先規ノ如ク建立アルヘシ、則現脚十万疋御寄進アリ、此時先夜ノ瑞夢ヲ存合者也、同卅日事始、則夢中ノ在所ニ建立畢、

兼俱の子息兼致により記録された「霊夢記」には、兼俱が見た夢が記されている。それによると、兼俱が齋場所に参詣したところ、天皇は神事の服である帛御服の姿で高座（タカミクラ）に着くと、空海が現れ、天皇守護のため伊勢大神宮の降臨のことが伝えられた。そこで天皇の行幸があり、神道の行法が営まれ、ここで兼俱は夢から覚めた。こののち、日野富子の寄進により、八月三十日造営始があり、夢に出てきた齋場所を建立した、とある。

夢想には、三点の重要事項が語られている。第一は、伊勢両宮の神楽岡への降臨で、「朝家ノ廢亡」の危機に際して、朝廷・天皇守護の意向

を表明したものと見える。第二は、齋場所に天皇行幸があり、天皇による「神道ノ御行法」が行われたこと。朝廷祭祀の多くが終焉を迎えるなか、兼俱は天皇祭祀権を齋場所に吸収させることを目論んでいる。そして第三に、僧侶として著名な空海に託して語られていること。『唯神道名法要集』には、両部習合神道に関する問答で、最澄・空海らの神道を大師流神道といい、弘法大師の啓白文（太神宮啓白文）を引いている。仏教（空海）の仲介を受けることで、伊勢両宮を加えた齋場所の拡大建設の意義が確保された。兼俱は、仏教の存在を薄めたとはいっても、内在する意識のなかでは、仏教の姿が鮮明であり、夢想のなかに際立って空海がいた。

ところで、宮地直一は、この第三の空海の関与については、一切を伏せている。宮地の著書『神道史・下巻（二）』は戦後の刊行であるが、東京帝国大学の講義ノート「昭和十六年度 神道史講義案（再稿）」に基づいており、戦時下という時代風潮のなかで、仏教との習合関係に触れることを避けたものと見られる。当時、神道研究の趨勢は「純粹神道」を志向し、神道の学問は制限が加えられていたといえる。実証的学問を希求した宮地であっても、東京帝国大学における神道講座の講義では、自主的制限をとらざるをえなかったのだろう。

遷座の前日に出された論旨は「宣秀五位藏人御教書案」に収録されている<sup>(35)</sup>。

「齋場所遷宮事」（朱書）

日本最上神祇齋場者、神明降化之濫觴、勸請之根元、神武之草創、吾国之佳躅也、然則奉<sub>下</sub>安神代靈宝<sub>下</sub>、受<sub>下</sub>天照太神詔命<sub>下</sub>、修<sub>下</sub>天兒屋根尊大業<sub>下</sub>、誠是神国第一之靈場、本<sub>前</sub>之齋庭乎、<sub>後</sub>慮尤異<sub>二</sub>于他<sub>一</sub>、抑明日遷座新<sub>前</sub>之殿之由、被<sub>三</sub>聞食<sub>一</sub>畢、殊可<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>奉<sub>二</sub>祈天下安全<sub>一</sub>、再興者、依<sub>二</sub>天氣<sub>一</sub>上啓如<sub>レ</sub>件、

文明十六年十一月廿三日

権右少弁宣秀

謹上 神祇長上殿 兼俱卿也、

此文章、嵯峨院繪言云云、度々繪旨同前、兼俱卿申入所望之故也、民部卿奏聞内々被仰也、宿昏一重ニ書テ、加礼昏、立昏如例、

この繪旨発給も兼俱の強い所望によるものであり、民部卿白川忠富がこれに協力している。吉田家に伝来してきた秘書の内、最後まで吉田家の手元に秘蔵され、手放すことのなかった史料に、後陽成天皇宸筆「吉田齋場記」がある。<sup>(36)</sup>

日本最上神祇齋場者、神明降化之濫觴、下界勸請之根元、神武之草創、我国之佳躅也、然則奉安神代之靈宝、受天照太神之詔命、修天児屋根尊之大業、誠是神国第一之靈場、本朝無双之齋庭乎、慎而莫忘矣、

この一文は、吉田齋場所がもつとも靈験の高い靈場であることを示した吉田神道の教学に直接関わる重要秘書であり、文明十六年繪旨に既に同文が確認できる。

兼俱における神道説の具現靈場が齋場所であった。一方の吉田社は応永の焼失以後、再建はなかなか困難であった。兼俱から二十二社の一つ、吉田社復興への意欲は感じられない。祭儀としての二十二社奉幣の再興において、その道筋をつけることはなかった。

では吉田社と齋場所との関係はどうなっていたか。以下、関連史料を掲げたい。

①『官胤卿記』文明十二年正月四日「次参吉田社、当社未<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>造、奉<sub>二</sub>安齋場所<sub>一</sub>、兩段再拜、齋場所分又兩段再拜」(翌年正月四日もほぼ同文)

②『官胤卿記』文明十二年十二月二日「参詣吉田社、社頭乱後未<sub>レ</sub>立、勸<sub>二</sub>請齋場所<sub>一</sub>」

③『官秀御教書案』「御不予御祈事、一七ヶ日殊可<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>抽<sub>二</sub>精誠<sub>一</sub>之由、

仰下候、仍上啓如件ノ十月十一日 権右少弁官秀ノ謹上 侍従二位殿ノ兼俱卿也、時齋場所再興神道事、吉田社未<sub>二</sub>造立<sub>一</sub>、仍別而<sub>レ</sub>不及<sub>レ</sub>申

④『官胤卿記』延徳元年正月八日「次吉田社、但社頭、乱以来未<sub>レ</sub>及<sub>レ</sub>造畢、神体御坐齋場所也」

⑤『官胤卿記』永正三年正月四日「先直於齋場所傍着齋服、借<sub>二</sub>兼永朝臣<sub>一</sub>、参詣齋場所、自<sub>二</sub>昨夕<sub>一</sub>神事也、先奉<sub>二</sub>拜吉田大明神<sub>一</sub>、乱来神体齋場所内奉<sub>二</sub>安置太元宮<sub>一</sub>、兩段再拜、咒文等有<sub>レ</sub>之、先説<sub>レ</sub>祓、次八神殿、次兩宮、次六十余州分巡礼」

右によると、応仁の焼失以後、兼俱晩年の永正まで、吉田社は再建されておらず、その神体は齋場所に奉安されたままであった。兼俱は二十二社の一つ吉田社の復興よりも、齋場所の存在を優先させ、ここに公家の関心を引き付けることを考えた。それが吉田社未造営と神体の太元宮への奉遷であった。藤原氏が吉田社へ参詣・参拝するとき、齋場所に参詣しなければならなかった。齋場所が吉田社祭祀を吸収したといえよう。このことは兼俱の意図したことであったといえる。⑤によれば、宣胤は齋場所に入り、太元宮で吉田社神体と太元宮の祭神に参り、八神殿、伊勢内外両宮、全国の諸神の順で巡拝している。藤原氏が核となる公家社会において吉田社参詣は、吉田社神体の齋場所合祀により、齋場所が新たな信仰儀礼の靈場として機能することになった。

### おわりに―偽作と秘事の真意

応仁以後、多くの公事は退転した。四方拜が復興したのは七年後であった。<sup>(37)</sup>吉田神道の成立は、兼俱が応仁の衝撃を梃子に、文明の初めに構築を図る。それは応仁以前に遡るものではない。文明前半期と文明後半期とは、兼俱の吉田神道形成に関する方向性に違いが見られる。

文明の前半期、兼俱は着々と偽作と秘事化を重ね、『中臣祓』『日本書紀神代卷』の注釈、講義にも積極的に取り組み、吉田神道の全容が構築されていく。この時期、公家・武家社会へ浸透していくことを企て、神社・神職と地域に根付く意図は見られない。

近年、井上寛司氏は吉田神道の全体構造を解析した上で、新たな視点による指摘が出されている。井上氏は兼俱の事績の全体像について、「(a) 京都吉田神社における全国三千余社の式内社の祭神を祀る齋場所の建設とそこでの祭事、(b) 「唯一神道」という名の新たな祭祀・儀礼と教義体系の創出、(c) その代表者たる「神道長上」・「神道管領長上」の名前での「宗源宣旨」・「神道裁許状」の発給による全国の神社・神官の組織化」の三点を挙げられた。<sup>38)</sup> 井上氏の掲げられた三点のうち、(c) の神社・神官の組織化は時期が遅れ、神道裁許状の発給は兼俱以後のことである。従って、兼俱の吉田神道形成期は(a)(b)の二点が柱となっている。宗源宣旨の初見事例は、文明十四年(一四八二)十一月、近江国若一王子権現へ大明神号を奉授した文書、文明十五年五月、近江国高野由岐志呂神へ大明神号を奉授した文書であり、<sup>39)</sup> 以後、兼俱は十数件発行している。神道裁許状の初見は、兼満の代、大永七年(一五二七)二月、三河国設楽郡河路村一宮神主宛文書とされる。<sup>40)</sup>

早い時期から創建されていた齋場所には、全国の天神地祇、式内社が祀られていた。井上寛司氏は「神社史・宗教史の観点からの研究においても、例えば京都吉田社に全国三千余社の祭神を祀ることの意味が何であったかなどについてはとくに踏み込んだ検討がなされていない」と批判していることは重要である。

先の「(一) 繪旨に記された「日本最上神祇齋場者、天神地祇八百万神、六十余州三千一百卅二神、毎日降臨之霊場也」とある、毎日降臨する神々の霊場は、古代神祇祭祀の伝統を受け継ぐ神祇官常設の場には存在できなかった。天皇祭祀権の制限を乗り越え、形骸化したとはいえ官

社・式内社に直接介入を図ったのが兼俱である。

なぜ全国の神々を一箇所に收容する霊場を創作したのか。古代の式内社は祝部等の班幣祭祀が行われ、一堂に全国の諸神勧請祭祀を行う例はない。全官社の神々が毎日降臨という状況は異例である。

古代以来、天皇の直接祭祀は不文の法として制限が加えられてきたが、ここに兼俱の行動は、これらの制限を一掃し、新たな神道理解が構想されたことになる。夢想のなかで、兼俱が見た、齋場所に行幸し、帛御袍を着て「神道ノ御行法」を務める後土御門天皇の姿は、齋場所が天皇祭祀の代行行為の場となることを兼俱が希求したことにほかならない。吉田齋場所は、官社による古代祭祀の継承を意図し、全国の式内社を吸収した上で、伊勢神道を引き継ぎ、兼俱創作の太元尊神を主祭神に据え、この場を天皇祭祀の場として公認させるために、伊勢両宮の降臨をすすめた。そして天正十八年(一五九〇)兼見の代には、再び齋場所に神祇官八神殿が加わり、慶長十四年(一六〇九)以降は、齋場所が神祇官代として伊勢遷宮一社奉幣、由奉幣の発遣場所となり、兼俱の意図した構想は、近世初頭に至り、ようやく完成を見た。<sup>43)</sup>

吉田神道の形成において偽作の効果は大きかった。兼俱は公的文書を偽作し、偽書・偽経を数多く作り、常に堂々とした態度をとっている。

そこには迷いが無い。その自信は何に基づいていたのであろうか。兼俱創作の秘事は、延徳二年(一四九〇)禅僧景徐周麟に授与した中臣祓積(『中臣祓聴書』<sup>44)</sup>)の中で吐露している。「神ノ徳ハ目ニハミエヌソ、其々ノ上ニ現ソ、神ト云ハ心ソ、道ハ行ソ、神道ハ人々ノ心ノ上ニ、ヲコナウソ、秘事ハ無ケレトモ、信サセウトテ秘スルソ」と解説し、神道理解と信仰体系化への本音が簡潔に語られている。

講釈の前年(延徳元年)、兼俱は皇大神宮の神器が吉田山へ降臨したという延徳の密奏事件を起こし、齋場所へ「秘事」の取り込みを図った。度々の公家社会をも欺く秘事の創成を経て、文明後半期以降、兼俱の吉

田神道は、地域神社との繋がりを深め、神社界の棟梁として「神道長上」家の地位を確定していった。

註

- (1) 吉田神道体系の概要については、『国史大辞典』十四卷所収(吉川弘文館、一九九三年)「唯一神道」(岡田執筆)の項。なお、同項の「齋場所も、その前身の齋場が、左京室町の兼俱邸内に、文明五年以前に創建されていた」とあるのは、再録の『神道大辞典』(吉川弘文館、二〇〇四年)では「文明の初めころには創建されていた」に改めた。
- (2) 江見清風「唯一神道論」(『神道説苑』明治書院、一九四二年)、宮地直一「神道史・下巻(一)」理想社、一九六三年。江見清風は「其の神道の組織全く成りて、公に之を唱道せしは、其の神道の本拠たる齋場所建立の時に始ると云はざる可からず。而して其の建立は(略)文明十六年に在りとせば、是を以て其の神道創設の時代と定むべし」と指摘された。吉田神道において、神道説形成と齋場所の創建とを直結させた理解は卓見とされよう。ただし、齋場所の創設を文明十六年(一四八四)に特定されたことは誤りである。
- (3) 久保田収「中世神道の研究」神道史学会、一九五九年、西田長男『日本神道史研究』第五卷、講談社、一九七九年、萩原龍夫『増補版・中世祭祀組織の研究』吉川弘文館、一九七五年、福山敏男『神社建築の研究』中央公論美術出版、一九八四年。
- (4) 出村勝明「吉田神道の成立」(『神道史研究』二十一巻五号、一九七三年)はじめ諸論は、『吉田神道の基礎的研究』神道史学会、一九九七年、収録。なお、出村氏著書の研究史にも指摘のあるとおり、以下の吉田神道関係の拙論は出村氏の研究に刺激を受けてきた。岡田莊司『吉田叢書』第五巻「日本書紀神代巻抄解題」(京都・吉田神社、一九八四年)、同『神道大系・中臣祓註釈』「解題」(神道大系編纂会、一九八五年)、同『神道大系・卜部神道下』「解題」(神道大系編纂会、一九九一年)など。
- (5) 伊藤聡「文明五年以前の吉田兼俱の齋場所―特にその創建時期を巡って」(『早稲田大学大学院文学研究科紀要』別冊第十七集、哲学・史学編、一九九二年)、同「唯一神道と吉田兼俱」(『国文学』解釈と鑑賞)七七五、一九九五年。
- (6) 岡田莊司「吉田卜部氏の成立」(『吉田卜部氏の発展』(『平安時代の国家と祭祀』続群書類従完成会、一九九四年)。

- (7) 『吉田家日記』応安四年十二月二十五日条。
- (8) 『師郷記』永享五年十月二十四日条。
- (9) 『康富記』文安四年九月十一日条。文正元年(一四六六)兼敏を兼俱に改める。
- (10) 『康富記』宝徳元年五月十五日条。
- (11) 『康富記』宝徳元年十二月二十五日条。
- (12) 『齊藤親基日記』寛正六年八月十五日条。
- (13) 『親長卿記』補遺、文正元年十一月十五日条。『齊藤親基日記』文正元年十一月十五日「吉田神主齋郡江州坂田郡下向、平野神主兼種淨衣乘馬同下向也」、同年十二月十七日「悠紀・主基齋郡、於吉田神主許、習礼在之」とある。
- (14) 『山科家礼記』応仁二年七月七日条。
- (15) 『山科家礼記』応仁二年七月九日条。
- (16) 伊藤聡「唯一神道と吉田兼俱」(『国文学』解釈と鑑賞)七七五、一九九五年)。
- (17) 久保田収「吉田神道の成立」(『芸林』八巻五・六号、九巻一号、一九五七・五八年、のち『中世神道の研究』神道史学会、一九五九年)。「中世神道の研究」四二五・四二六頁所収。
- (18) 天理図書館所蔵「相承秘抄」(吉田文庫六五―三二六、「集筆」十六巻)。兼俱のほか、兼致・兼満・清原宣賢・兼石・兼見らの自筆の切紙が収録されている。
- (19) 西田長男『吉田叢書』第四巻「中臣祓・中臣祓抄解題」叢文社、一九八四年。
- (20) その成果は、文明十二年(一四八〇)十月二十一日から十二月十四日にかけて、兼俱は十六回にわたり、「日本書紀神代巻抄」を後土御門天皇へ進講し、吉田神道が朝廷内に公認される重要な契機となった。この講義に三十二名の公家と僧侶一名が陪聴した。皆勤は海住山高清、中御門宣胤、神祇伯資益王、白川忠富、十五回は子息吉田兼致、九回は中院通秀、八回は甘露寺親長などである(原克昭『日本書紀』進講史・断章「日本紀の家」盛衰記)。「文学」九巻三号、岩波書店、二〇〇八年、参看)。「宣胤卿記」文明十二年十二月二日条「兼俱卿宿所咫尺之間立寄、賀日本紀御談義参事、対面相語云、神拜口伝事、諸家競有御尋、然此六七十年来一向無被問事、諸家無敬神一歟云々、余敬神異于他、以来次可授云々、則口伝之」によれば、中御門宣胤らが熱心に吉田神道へ傾倒していった。
- (21) 天理図書館所蔵、吉田文庫四四―一一六。
- (22) 出村勝明、註(4)論文。
- (23) 渡辺世祐「諏訪史」第三、諏訪教育会、一九五四年、萩原龍夫、註(3)著書、伊藤聡「文明五年以前の吉田兼俱の齋場所―特にその創建時期を巡って」(『早稲田大学大学院文学研究科紀要』別冊第十七集、哲学・史学編、一九九二年)。「復刻諏訪史料叢書」第三巻。
- (24) 『大日本史料』第八編之五、同日条、多田院文書。

- (25) 『親長卿記』文明五年五月一日条。
- (26) 伊藤聡、註(23) 論文。岡田は旧著『吉田叢書』第五卷「日本書紀神代卷抄解題」京都・吉田神社、一九八四年)において、『親長卿記』の「勅裁」を齋場所の建立のことに推測し、同じく『親長卿記』文明七年一月二十五日に「近年建立齋場所」とあることから、齋場所の建立を「文明五・六年の頃と推定される」と述べ、『国史大辞典』第八卷「太元宮」(吉川弘文館、一九八七年)でも「文明五年京内の兼俱の私邸内に造られ」と論じたが、伊藤聡氏の批判を是とし、再録の『神道大辞典』「太元宮」(吉川弘文館、二〇〇四年)の項では「文明の初めのころには京内の兼俱の私邸内に造られ」に訂正した。
- (27) 「京都御所東山御文庫記録」勅封第九拾五番ノ五(住吉社外六社文書号)。宮内庁書陵部所蔵のマイクロフィルムにより閲覧する機会を得た。閲覧に際して、高田義人氏・小倉慈司氏のご教示を頂きました。御礼申し上げます。
- (28) 「雅久宿禰記」文明八年六月七日の前条(六日か)。「為齋場所」、吉田三位、神役諸商売一錢宛沙汰之儀、不<sub>レ</sub>及<sub>二</sub>違乱<sub>一</sub>とある。
- (29) 「京都御所東山御文庫記録」第九十六甲(『大日本史料』八編之九)。
- (30) 『親長卿記』文明七年一月二十五日条。
- (31) 福山敏男、註(3) 著書。
- (32) 宮地直一「神道史・下巻(一)」理想社、一九六三年、三五六頁。
- (33) 伊藤聡、註(5) 一九九五年論文。
- (34) 天理図書館所蔵、吉田文庫六五―二九一。
- (35) 「宣秀五位藏人御教書案」(『大日本史料』八編之十六)。このほか、北野天満宮所蔵本、国立公文書館本を披見した。
- (36) 國學院大學図書館所蔵。箱書に「嵯峨天皇聖記 後陽成天皇宸翰」とある。ほかに、後陽成天皇筆「三社託宣」、吉田兼俱画像、九江和尚画像など、一括収蔵された。「三社託宣」の箱蓋裏には貼紙にて、  
「後陽成院震筆  
慶長二年八月十二日拝領 兼見  
右以兼見卿御記考之了 兼雄」  
とある。慶長二年(一五九七)八月、吉田兼見に「三社託宣」が下賜された。『兼見卿記』の記載(その部分は現存しない)により、吉田兼雄が考定を加えている。「吉田齋場記」も慶長の同時期に下賜されたと考えられる。
- (37) 「長興宿禰記」文明七年正月元旦条に「今日、四方拜被<sub>レ</sub>行<sub>レ</sub>之、去<sub>レ</sub>忠仁二年以來、天下兵革中、大小公事停止之<sub>レ</sub>處、被<sub>レ</sub>行<sub>レ</sub>之、珍重也、入夜節会被<sub>レ</sub>略、被<sub>レ</sub>行<sub>二</sub>平座<sub>一</sub>、是又乱中初也」とある。
- (38) 井上寛司「吉田兼俱と「唯一神道」の歴史的位置」「日本の神社と「神道」」校倉書房、二〇〇六年。現在、齋場所太元宮は吉田神社の管轄下(末社)にあるが、元々の吉田社と齋場所太元宮とは区別すべきものであり、「(a) 京都吉田神社における」とある表現は正確とはいえない。
- (39) 萩原龍夫、前掲註(3) 著書。
- (40) 井上智勝「近世の神社と朝廷權威」吉川弘文館、二〇〇七年。
- (41) 井上寛司、註(38) 著書。
- (42) 岡田莊司「古代の法制度と神道文化―天皇祭祀に関する不文の律、不文の法―」(『明治聖徳記念学会紀要』復刊四六号、二〇〇九年)。
- (43) 藤森馨「王氏の終焉と王代河越家の成立」(『改訂増補 平安時代の宮廷祭祀と神祇官人』原書房、二〇〇八年)。
- (44) 「神道大系・中臣祓註釈」神道大系編纂会、一九八五年。
- (國學院大學神道文化学部、国立歴史民俗博物館共同研究員)  
(二〇〇九年七月一五日受付、二〇一〇年一月一三日審査終了)

---

## Yoshida Kanetomo and Yoshida Shinto/Saijo-sho

OKADA Shoji

In the late Middle Ages, Yoshida Shinto was established by Yoshida Kanemoto. It was in the first and second years of Bunmei (1469 and 1470), around the same time that the Shinto theory and *saijo-sho*, the religious facility, were established. Shinto theory and *saijo-sho* were constructed in a joint relationship. Up until Onin, Kanetomo was keen on deifying spirits in the court at the position of *jingi-kan* as a member of the Urabe family. However, owing to the turmoil of the Onin war, political operations and Shinto rituals were forced to backslide. In addition, Kanetomo encountered the destruction of his own residence and Yoshida Shrine by fire as well as a murder case. As such, he started to embark on a new understanding of Shinto.

Kanetomo steadily advanced a counterfeit of the Shinto theory and its concealment in the first part of the Bunmei Period. Based on research by Osamu Kubota and Nagao Nishida to date, it is now clear that Yoshida Shinto was established at the beginning of the Bunmei Period. However, credibility of the historical papers has not been sufficiently discussed. In particular, ‘Sogen Shinto seishi’ in “Nihongi-seigi” is an important historical paper that makes it possible to determine the establishment of Yoshida Shinto. For this reason, I have examined initiation documents included in the paper, together with their credibility. Kanetomo, who became a “virile age” at the beginning of Bunmei, overcame difficulties at Onin and established a new Shinto theory by writing the ‘seishi’. ‘Seishi’ was the confirmation of his own intention.

Together with the construction of the Shinto theory, *saijo-sho* was also constructed in the early days of the Bunmei Period. Enshrined there from the beginning were the deities of about three thousand official shrines across the country listed in *engi-shiki* ordained in ancient times. Going as far as creating a counterfeit, Kanetomo obtained the authentication for this by official documents. Here we can see a bold move by Kanetomo to deceive even the noble society. The creation of *saijo-sho* meant the end of traditional worship since ancient times. At the same time, most worship of the Imperial court faced cessation here. After fabrication of the secret by frequently deceiving noble society, Kanetomo’s Yoshida Shinto deepened its connection with regional shrines from the latter half of Bunmei, and established the position of “Shinto chojo” family as the leader in the shrine world.

Key words: Yoshida Kanetomo, Yoshida Shinto, *saijo-sho*, Nihongi seigi, counterfeit